

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社財務規程第61条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定によるものとする。

令和7年8月7日

公益財団法人埼玉県下水道公社

理事長 武井 裕之

記

1 入札対象	
(1) 入札対象業務－1	<p>ア 件名 管渠清掃業務委託（1）</p> <p>イ 場所 新河岸川幹線入間川伏越し（川越市大字鯨井地内）ほか</p> <p>ウ 期間 契約確定の日から令和8年2月27日まで</p> <p>エ 概要</p> <p>（ア）目的 本業務は下水道管渠施設を適正に維持管理するため、管渠内清掃を行う。</p> <p>（イ）業務内容 新河岸川幹線及び川越江川幹線に設置されている伏越し部の清掃及び土砂運搬作業一式</p>
(2) 入札対象業務－2	<p>ア 件名 新河岸川幹線Ⅰ期管ほか特別重点管渠調査等業務委託</p> <p>イ 場所 新河岸川幹線Ⅰ期管伏越し（志木市上宗岡地内）ほか</p> <p>ウ 期間 契約確定の日から令和8年2月27日まで</p> <p>エ 概要</p> <p>（ア）目的 本業務は下水道管渠施設を適正に維持管理するため、管渠調査及び管渠内清掃を行う。</p> <p>（イ）業務内容 新河岸川幹線Ⅰ期管、Ⅱ期管、新河岸川北幹線の下水道管渠内調査、マンホール（人孔）調査及び伏越し部等の清掃作業等一式</p>

(3) 入札対象業務－3	<p>ア 件名 管渠調査業務委託（1）</p> <p>イ 場所 久保川幹線（川越市南大塚地内）ほか</p> <p>ウ 期間 契約確定の日から令和8年2月27日まで</p> <p>エ 概要</p> <p>（ア）目的 本業務は下水道管渠施設を適正に維持管理するため、管渠内調査を行う。</p> <p>（イ）業務内容 久保川幹線、柳瀬川幹線の下水道管渠内調査及びマンホール目視調査一式</p>
2 落札者の決定方法	<p>本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「執行要領」という。）に基づき、以下のとおり落札者を決定する。</p> <p>（1）価格競争方式による一抜け方式により落札候補者を決定する。</p> <p>（2）本件入札は、「1 入札対象」に記載の順に実施する。</p> <p>（3）一つの入札において落札候補者となった者は、それ以降の他の入札には参加できない。</p> <p>（4）落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を「1 入札対象」に記載の順に行い、上位の審査が終了した後に下位の審査を行う。</p> <p>（5）落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。</p>
3 入札手続きの方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。
4 設計図書等	<p>令和7年8月 7日（木） 10時00分から 令和7年8月22日（金） 16時00分まで</p> <p>公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 庶務担当</p> <p>設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧・貸与の期間及び場所は上に示すとおりとする。</p> <p>なお、設計図書等については、下水道公社ホームページからダウンロードすることができる。</p>
5 競争参加資格確認 申請書の提出	<p>令和7年8月18日（月） 10時00分から 令和7年8月22日（金） 16時00分まで</p> <p>公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社</p> <p>入札参加を希望する者は、上に示す期間内及び場所に競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を書面により提出すること。</p>

6 設計図書等に関する質問	<p>令和7年8月 7日（木） 10時00分から      令和7年8月19日（火） 16時00分まで      公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社</p> <p>設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場所に質疑書を書面により提出すること。</p>				
7 質問に対する回答	<p>令和7年8月21日（木） 16時00分まで</p> <p>質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームページで公表する。</p> <p>入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホームページで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。</p>				
8 入札執行の日時等	<p>入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。</p> <p>(1) 入札日時</p> <p>ア 入札対象業務－1 令和7年8月27日（水） 13時30分</p> <p>イ 入札対象業務－2 令和7年8月27日（水） 14時30分</p> <p>ウ 入札対象業務－3 令和7年8月27日（水） 15時30分</p> <p>(2) 入札場所 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社</p>				
9 入札に参加できる者の形態	単体企業				
10 入札に参加する者に必要な資格					
(1) 資格者名簿への登載	<table border="1" data-bbox="488 1388 1447 1495"> <tr> <td data-bbox="488 1388 853 1439">区分名</td><td data-bbox="853 1388 1447 1439">土木施設維持管理</td></tr> <tr> <td data-bbox="488 1439 853 1495">申請業務【業務分類】</td><td data-bbox="853 1439 1447 1495">下水道</td></tr> </table>	区分名	土木施設維持管理	申請業務【業務分類】	下水道
区分名	土木施設維持管理				
申請業務【業務分類】	下水道				
<p>令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（土木施設維持管理）（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業務で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。</p> <p>なお、下欄「(6)その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあっては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。</p>					
(2) 所在地	<table border="1" data-bbox="488 1837 1447 1989"> <tr> <td data-bbox="488 1837 853 1989">本店又は主たる営業所</td><td data-bbox="853 1837 1447 1989">さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所又は飯能県土整備事務所の管内</td></tr> </table> <p>資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。</p>	本店又は主たる営業所	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所又は飯能県土整備事務所の管内		
本店又は主たる営業所	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所又は飯能県土整備事務所の管内				

(3) 業務実績	国、地方公共団体又は日本下水道事業団との請負契約  契約の締結日にかかわらず、平成27年4月1日から公告の日までの間に、下水管渠施設（流域下水道又は公共下水道）において、1回の契約金額が入札対象業務委託ごとに以下に定める金額以上の業務委託を元請けとして完了させた実績を有する者であること。  なお、本件に関する事業に関し、合併、会社分割または営業譲渡等を行った場合においては、従前の会社の実績を業務実績とすることができる。ただし、その場合には、それを証明する書面を提出すること。  入札対象業務－1 300万円 入札対象業務－2 300万円 入札対象業務－3 100万円	
(4) 作業時に必要な資格と有資格者	資格	1級又は2級土木施工管理技士、若しくは公益社団法人日本下水管路管理業協会が認定する下水管路管理技士の資格  上に示す資格を有する者を、本業務の現場代理人として配置できること。  現場代理人は、当該者が在籍する入札参加者と「5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。
(5) 現場代理人	本業務委託は「現場代理人の常駐規定の緩和について」による常駐を要する期間における常駐規程の緩和を認めない。	
(6) その他の参加資格	<p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。</p> <p>エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。</p> <p>オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に</p>	

	<p>係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p> <p>キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>ク 埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得していること。</p> <p>ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。</p>
11 最低制限価格	設定する。
12 入札保証金	免除する。
13 支払条件	
部分払	しない。
14 支払方法	完了検査終了後、一括精算
15 現場説明会	開催しない。
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>ア 確認申請書（写）を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。</p> <p>イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。</p>
(2) 入札書に記載する 金額	<p>入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。</p> <p>なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。</p>
(3) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（様式第6-1号）を作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。
(4) 入札回数	<p>ア 再度入札は3回までとする。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することができない。</p>
(5) 入札の辞退	執行要領第16条の規定による。
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(7) 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>ア 入札者の押印のない入札書による入札</p> <p>イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札</p> <p>ウ 金額の訂正のある入札書による入札</p> <p>エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札</p> <p>オ 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札</p> <p>キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札</p> <p>ク 他人の代理を兼ねた者がした入札</p> <p>ケ 2通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者の代理をした者がした入札</p> <p>コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札</p> <p>サ 明らかに談合によると認められる入札</p> <p>シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札</p> <p>ス 虚偽の確認申請書（写）を提出した入札</p> <p>セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札</p> <p>ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札</p>
17 その他	<p>(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。</p> <p>(2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。</p> <p>(3) 入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等（質疑回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。</p>
18 この公告に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 庶務担当</p> <p>電話番号 048-466-2400</p> <p>FAX番号 048-466-2401</p>